

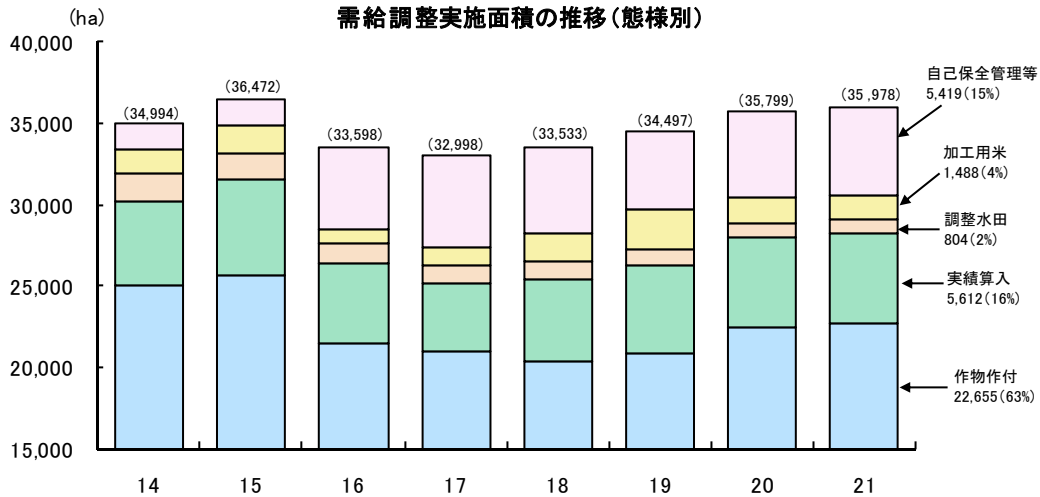
### 3. 米の需給調整

#### ～戸別所得補償モデル対策への転換～

米の需給調整については、平成16年産から減反面積を配分する方式から生産する米の数量を配分する方式に転換することとなった。また、平成22年度から米の需給調整の実効性を確保しながら、水田農業の経営を安定させ、食料自給率向上に取り組む環境を作るために、米の戸別所得補償制度モデル対策が実施された。

平成21年度においては、産地確立対策に取り組む農業者からの営農計画書による需給調整実施面積は3万5,978haとなった。

また、作物作付別では、野菜が作物作付面積の23%を占めて最も多く、次いで飼料作物、大豆、地力増進作物、そば、小麦の順となった。



資料：県農産園芸課(以下同じ)

